

特例法基本通達

第4章 コンテナ特例法関係

(関係法令等の略称)

0-1 この章における関係法令等の略称は、それぞれ次による。

- (1) コンテナに関する通関条約（昭和46年条約第6号）…コンテナ条約
- (2) 国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）（昭和46年条約第7号）……………TIR条約
- (3) コンテナに関する条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和46年法律第65号）……………法
- (4) コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令（昭和46年政令第257号）……………令
- (5) 関税法（昭和29年法律第61号）……………関税法
- (6) 関税法施行令（昭和29年政令第150号）……………関税令
- (7) 関税定率法（明治43年法律第54号）……………定率法
- (8) 関税定率法施行令（昭和29年政令第155号）……………定率令

(決議の受諾)

0-2 コンテナ条約及びTIR条約の実施に伴い、我が国が受諾しているコンテナ条約及びTIR条約に関する欧州経済委員会の決議（以下「決議」という。）は、別紙のとおりである。

(適用国)

0-3 コンテナ条約及びTIR条約の加盟国は、次のとおりである。

(平成23年5月13日現在)

国名	コンテナ条約	TIR条約	国名	コンテナ条約	TIR条約
アイルランド	○	○	スロベニア	○	
アフガニスタン		○	セルビア	○	
アメリカ合衆国	○	○	ソロモン	○	
アルジェリア	○		チェコ	○	○
アルバニア		○	デンマーク	○	○
アンティグア・バーブーダ	○		ドイツ	○	○
イスラエル	○	○	トルコ		○

イタリア	○	○	トルニダー ド・トバゴ	○	
イラン		○	日本	○	○
英国	○	○	ノルウェー	○	○
オーストラリア	○		ハンガリー	○	○
オーストリア	○	○	フィンランド	○	○
オランダ	○	○	フランス	○	○
カナダ	○	○	ブルガリア	○	○
カメルーン	○		ベルギー	○	○
カンボジア	○		ボスニア・ヘル ツェゴビナ	○	
キプロス		○	ポーランド	○	○
キューバ	○		ポルトガル	○	○
ギリシャ	○	○	マラウイ	○	
クウェート		○	マルタ		○
クロアチア	○		モーリシャス	○	
シエラレオネ	○		モロッコ		○
ジャマイカ	○		モンテネグロ	○	
スイス	○	○	ヨルダン		○
スウェーデン	○	○	ルクセンブル ク	○	○
スペイン	○	○	ルーマニア	○	○
スロバキア	○	○	ロシア		○

第1節 コンテナの通関及び承認

(コンテナの意義)

2-1 コンテナ条約第1条(b)又はTIR条約第1条(c)に関する用語の意義については、次による。

- (1) 「リフトバン」とは、主として一般貨物の運送用に使される容器であって、トレーラー、トラックその他の輸送手段に容易に積戻しができる箱型のものをいう。
- (2) 「可搬タンク」とは、主として液体貨物、粉状貨物等の運送用に使される容器であって、輸送手段に固定されていない耐圧性のものをいう。
- (3) 「その他これらに類する構造」とは、例えば、ドライコンテナ、折りたたみ式小型コンテナ等のように全面的に積荷部分が密閉可能の構造、又は例えば、シート掛けコンテナのように部分的に囲われているが、コンテナの床と上部構造とによって密閉コンテナと同様に積荷部分を密閉することができる構造をいう。

なお、プラットホームコンテナは、積荷部分を密閉できる構造のもので

はないので、本条にいうコンテナには含まない。

- (4) 「通常の附属品及び備品」とは、コンテナと共に運送される次のような物品で、当該型式のコンテナに専ら使用されるものをいう。

イ コンテナの内部温度調整用の機器

ロ 温度、衝撃等の記録用の小型装置

ハ 仕切板、パレット、棚、エアバッグ、支柱、フックその他これらに類するもの

- (5) 「1立方メートル以上の内容積を有する」とは、コンテナの内法の高さ、幅及び長さに乗じた容積が1立方メートル以上であることをいう。

なお、内容積が1立方メートル未満のコンテナについても、小型コンテナのうち、ほぼ1立方メートルに近い内容積を有し、かつ、その構造、機能、管理方法等が通常のコンテナと同一に認められるものについては、便宜、コンテナ条約第1条(b)及びTIR条約第1条(c)のコンテナに含まれるものとして、両条約、法及び本通達を適用して差し支えない。

(コンテナに対する免税の適用)

- 3-1 外国から本邦に到着したコンテナで、コンテナ条約第2条に規定する条件を満たすものについては、同条の規定を直接適用して関税及び消費税（以下「輸入税」という。）を免除する。なお、船会社等が購入のため輸入するコンテナであっても、輸入後貨物の運送の用に供されるものについては、同様に取り扱う。

上記のコンテナについて、輸入者が定率法第14条第11号又は第17条第1項の規定により関税の免除を受けることを希望する場合には、これを認めて差し支えない。

(コンテナの輸入申告)

- 3-2 コンテナ条約第2条の規定の適用を受けてコンテナを輸入する場合の輸入申告については、次による。

- (1) 外国から本邦に到着したコンテナで陸揚げされたものについては、実入りコンテナ（貨物が詰められているコンテナをいう。）であって、その内蔵貨物につき保税運送の承認を受けて本邦において運送されるもの又は陸揚げされた保税地域に当分の間引き続き蔵置されるもの等を含め、原則としてその陸揚げ後直ちに輸入者ごと一括して輸入申告を行わせる。

ただし、陸揚げされるコンテナが大量である場合等で、全量を陸揚げ後一括して輸入申告をすることが困難な事情があると認められる場合には、適宜、分割して輸入申告をさせて差し支えない。

- (2) 折りたたみ式小型コンテナ等の輸入手続は、当該折りたたみ式小型コンテナ等を直接外国貿易船から船卸しする場合には、原則として、上記(1)に準じて一括して輸入申告を行わせるものとし、当該折りたたみ式小型コンテナ等が通常のコンテナに内蔵された状態で船卸しされる場合に

は、原則として、当該コンテナから取り出した後一括して輸入申告を行わせる。

なお、この場合、当該折りたたみ式小型コンテナ等を内蔵するコンテナの輸入申告は、通常の手続きによる。

- (3) 在来船等からコンテナをはしけ（これに類する船舶を含む。）取りし、異なる場所に陸揚げする場合又は当該在来船等からコンテナを直接岸壁に陸揚げする場合で、陸揚げ後輸入手続を行うことが著しく不相当である等のため、税関長が必要と認めるときは、当該コンテナにつき、便宜、関税令第59条の4第1項第1号に規定する本船扱いを認めて差し支えない。この場合、同令第59条の4第2項に規定する本船扱いの承認手続は、「積卸コンテナ一覧表（コンテナリスト）」（以下「コンテナリスト」という。）（A-1000）の標題の下に「本船扱い承認申請書兼用」と併記することにより、コンテナリストと兼用できるものとし、提出されたコンテナリストを税関が受理したことにより、本船扱いの承認があったものとして取り扱うこととする。
- (4) 令第2条に規定する「コンテナを輸入しようとする者」は、例えば、船会社が実質的に管理し、運用するコンテナについては当該船会社となるので、その保税地域からの引取りの際の取扱いが運送業者が異なる場合であっても、コンテナの陸揚げの際に当該船会社の名により一括して輸入申告するよう指導する。この場合において、コンテナヤード（これに類する機能を有する保税地域を含む。以下「コンテナヤード」という。）において船会社に代わってコンテナの操作を行う者（例えば、コンテナヤードオペレーター等）が当該船会社の代理申告をすることは、当該オペレーター等が通関業の許可を受けている者である場合には、認めて差し支えない。
- (5) 令第2条に規定するコンテナリストの提出は、原則として税関様式A第1000号によるものとし、2通を当該コンテナが置かれている場所の所在地を所轄する税関官署の貨物の取締りを担当する部門（以下「保税取締部門」という。）に提出することにより行わせる。この場合において、船会社等が使用している営業上の書類で、令第2条各号に掲げる事項を記載することとなっているものがあるときは、これをコンテナリストとして使用して差し支えないものとする。
- (6) 輸入申告については、令第2条の規定により、コンテナリストの提出をもって、当該申告があったものとみなすこととする。
- (7) 令第2条第3号にいう「法第8条の表示をしているコンテナについては、その旨」の記載は、コンテナリストが使用される場合には、「国産コンテナ等の表示の有無」欄に、また、コンテナリストに代えて営業上の書類が提出される場合には、「コンテナの記号及び番号」欄の余白にそれぞれ○印を付する等簡易な方法により行わせて差し支えない。
- (8) 指定地外検査の許可手数料等の税関関係手数料については、一般の貨物

と同様の取扱いとする。

(担保の提供)

- 3—3 法第3条に規定する担保は、輸入申告者の資力、信用等から判断して、輸入税の確保上支障があると税関長が認めた場合を除き、その提供を省略させて差し支えない。

(コンテナの輸入の際の審査及び検査)

- 3—4 コンテナ条約第2条の規定により輸入税の免除を受けて輸入されるコンテナに係るコンテナリスト等の審査及び当該コンテナの検査は、書類と現品が符合するかどうかを随時スポット的に点検する等にとどめ、できる限り簡易、かつ、迅速に行う。

(コンテナの輸入の許可)

- 3—5 令第2条の規定により輸入申告がなされたコンテナについて輸入を許可したときは、当該申告の際に提出されたコンテナリストの1部に、受理印を押なつするとともに、コンテナ条約により輸入税免除の旨及び受理官署別の一連番号を押なつして、申告者に交付する。

なお、輸入申告が、「輸出入貨物の容器輸出入（納税）申告書」（C—5220）によって行われた場合には、関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）67—2—12により処理する。

(コンテナの修理用部分品の輸入手続等)

- 3—6 免税コンテナ（法第4条に規定する免税コンテナをいう。以下同じ。）の修理のために輸入される修理用部分品の輸入手続等については、次による。

(1) 輸入税の免除は、コンテナ条約第5条の規定を直接適用して行う。この場合において、輸入税の免除が認められる修理用部分品は、実際に修理を必要とする特定の免税コンテナ用のものに限られるので、留意する（したがって、修理対象であるコンテナが特定していない部分品については、保税蔵置をさせることとなる。）。

(2) 輸入（納税）申告（特例申告貨物（関税法第7条の2第2項に規定する特例申告貨物をいう。）にあつては、輸入申告および特例申告をいう。以下この項において同じ。）は、通常の輸入（納税）申告に係る手続により行わせる。

(3) 令第3条に規定する書面の様式は、「免税コンテナの修理用部分品免税明細書」（A—1010）によるものとし、その提出枚数は、1通とする。

(輸出申告手続)

- 3—7 免税コンテナの輸出通関の際の取扱いについては、前記3—2から

3—5までの輸入通関の場合の取扱いに準ずる。ただし、国産コンテナを最初に輸出し、又は積み戻す場合には、通常の出発手続を行わせるものとする。

(免税コンテナの修理の際に取りはずした部分品の輸出申告手続)

3—8 免税コンテナの修理の際に取りはずした部分品の輸出申告については、コンテナリストに当該部分品の品名、数量等を記載することにより、輸出申告があったものとみなして差し支えないものとし、当該コンテナリストの提出の際、令第4条の規定により税関に提出した「コンテナの免税部分品使用届出書」(A—1020)の写し1通を添付するものとする。

なお、輸出入・港湾関連情報処理システム(電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律(昭和52年法律第54号)第2条第1号に規定する電子情報処理組織をいう。)を使用してコンテナリストの提出が行われた場合においては、当該リストの提出後速やかに、当該システムにより出力されたコンテナリストの控に免税コンテナの修理の際に取りはずした部分品の品名、数量等を記載し、「コンテナの免税部分品使用届出書」(A—1020)の写し1通を添付の上、提出するものとし、当該提出があった場合には、当該システムを使用して提出されたコンテナリストに当該部分品に係る記載があったものとみなす。

(コンテナヤードへのコンテナの搬出入手続)

3—9 免税コンテナをコンテナヤードに出入れしようとする際の関税法第34条の2に規定する記帳の取扱いについては、関税法基本通達の取扱いに準ずる。

(再輸出期間の延長手続)

4—1 法第4条本文に規定する再輸出期間の延長については、次による。

- (1) 令第5条に規定する再輸出期間の延長の承認申請は、「免税コンテナ等の再輸出期間延長承認申請書」(A—1030)2通を提出することにより行われ、承認したときは、うち1通を承認書として申請者に交付する。
- (2) 法第4条にいう「やむを得ないと認められる理由」とは、例えば、免税コンテナの修理を行う場合又は貨主側の事情により輸出貨物の積取り計画が変更された場合等をいう。ただし、国内運送貨物に起因するもの(免税コンテナからの貨物の取出しが遅れた場合等)は、原則として、これに含まれない。

(免税コンテナ等の用途外使用等の際の承認手続等)

4—2 免税コンテナ又は免税部分品(法第4条に規定する免税部分品をいう。以下同じ。)(以下「免税コンテナ等」という。)の同条に規定する用途外使用等の承認手続等については、次による。

- (1) 令第6条の規定による用途外使用等の承認の申請は、「用途外使用等承認申請書」(T-1140) 2通(輸入地を所轄する税関と置かれている場所の所在地を所轄する税関とが異なるときは3通)を免税コンテナ等が置かれている場所の所在地を所轄する税関に提出することにより行わせ、承認したときは、うち1通を承認書として申請者に交付する。この場合において、免税コンテナ等の輸入地を所轄する税関とその置かれている場所の所在地を所轄する税関とが異なるときは、置かれている場所の所在地を所轄する税関は申請書の1通に承認の旨を記載して、輸入地を所轄する税関に送付するものとする。
- (2) 上記(1)により申請書の提出があった場合において、その用途外使用等が当該免税コンテナ等の輸入の際には予測し得なかった事情の変化によるものと認められるときは、法第4条ただし書の承認をして差し支えない。
- (3) 法第4条にいう「貨物の運送の用以外の用途に供し」とは、例えば、事務所、倉庫、冷蔵庫等の用に供することをいい、また、「修理により取りはずされた部分品」には、経済的な価値がないものを含む。

(免税部分品の使用の届出)

4-3 免税部分品を免税コンテナの修理の用に供したときの届出については、次による。

- (1) 令第4条の規定による免税部分品の使用の届出は、「コンテナの免税部分品使用届出書」(A-1020) 2通を当該修理を行った場所を所轄する税関に提出することにより行わせ、受理したときは、うち、1通に受理印を押納つして申請者に交付する。この場合において、当該届出は1か月分を取りまとめて行わせて差し支えない。なお、税関が必要と認めたときは、実地確認を行う等の措置を講ずる。
- (2) 修理により免税コンテナから取りはずされた免税部分品は、当初コンテナの一部として免税輸入されたものであるから、その再輸出期間内の再輸出、用途外使用等については、すべて免税コンテナと同様に取り扱う。ただし、内貨部分品による修理により取りはずされた部分品で、その修理の結果取り付けられた内貨部分品とおおむね同等又はそれ以下のものについては、この限りでない。

(用途外使用等の場合における輸入税の徴収)

5-1 免税コンテナ等の用途外使用等の場合における輸入税の徴収については、次による。

- (1) 法第5条第1項の規定により用途外使用等の理由により輸入税を徴収する場合の納税義務者は、その輸入税の徴収原因となる事実該当することとなった者(例えば、免税コンテナ等を用途外使用等に供した者又は再輸出期間を経過する日において免税コンテナ等の管理者であった者)であるから、留意する。

- (2) 免税コンテナ等について、法第5条第1項各号に掲げる事実が生じ、輸入税を徴収すべきこととなった場合には、保税取締部門は、その用途外使用等に係る輸入税の徴収に必要な資料を添えてその事実を輸入担当部門に通知し、輸入担当部門において所要の手続を経て、当該輸入税を直ちに徴収する。

(免税コンテナ等の亡失又は滅却の場合の手続)

5-2 免税コンテナ等が災害その他やむを得ない理由により亡失した場合又は滅却を承認する場合の手続については、次による。

- (1) 令第7条において準用する定率令第11条第1項に規定する亡失の届出は、「外国貨物等の亡失届」(T-1350)1通に、亡失地を管轄する警察官署又は消防官署の災害等についての証明書を添付し、免税コンテナ等が置かれている場所の所在地を所轄する税関に提出することにより行わせる。
- (2) 令第7条において準用する定率令第11条第2項に規定する滅却の承認申請は、滅却を行う免税コンテナ等が置かれている場所の所在地を所轄する税関に「免税コンテナ等の滅却承認申請書」(A-1060)2通を提出することにより行わせ、承認したときは、うち1通を承認書として申請者に交付する。

なお、滅却は、原則として税関職員の立会いの下で行わせる。

(変質、損傷等により価値が減少した場合の減税手続)

5-3 法第5条第2項において準用する定率法第13条第7項ただし書後段の規定により、定率法第10条第1項の規定に準じて輸入税を軽減する場合の申請は、「免税コンテナ等の変質(損傷)減税申請書」(A-1070)2通を提出することにより行わせるほか、その取扱いは関税定率法基本通達(昭和47年3月1日蔵関第101号)10-1から10-6までの規定を準用する。この場合において、「変質、損傷その他やむを得ない理由による価値の減少」には、使用による減もうを含むものとして取り扱う。

(損傷コンテナ等の国庫への無償引渡し)

5-4 コンテナ条約第4条1又は第5条2ただし書の規定により免税コンテナ等のうち、著しく損傷したコンテナ又は修理により取りはずされた部分品で再輸出されないものについては、「税関当局が要求するところに従い」又は「当該国の法令に従い」国庫に無償で引き渡した場合には、輸入税を徴収しないこととしているが、我が国においては、法第5条第2項において準用する定率法第13条第7項ただし書の規定により、災害その他やむを得ない理由により亡失した場合又は税関長の承認を受けて滅却された場合を除き、輸入税を徴収することとなるので留意する。

(管理者が変更になった場合の記帳義務者)

6—1 免税コンテナ等が譲渡、返還又は貸与されたことにより、管理者が変更になった場合には、当該免税コンテナ等に係る変更後の管理者に、法第6条第1項の規定に基づく記帳を行わせる。

(帳簿の意義)

6—2 法第6条第1項の規定により免税コンテナ等の管理者が備え付けるべき帳簿については、次による。

(1) 帳簿は、令第8条第1項各号に掲げる事項が記載されているものであれば足り、必ずしも税関用の特別の帳簿を備え付けさせる必要はない。したがって、管理者の使用する営業上の帳簿に、同項各号に掲げる必要な事項を追記したものであっても差し支えない。

また、記載事項のうち、関係書類（積卸コンテナ一覧表、再輸出期間延長承認書等（写しを含む。）をいう。後記6—4において同じ。）により把握が可能な事項については、当該関係書類を一括して整理、保管することをもって、記帳に代えて差し支えない。

(2) 帳簿を電磁的記録（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）第2条第4号に規定する「電磁的記録」をいう。）により保存する場合の取扱いは、財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年財務省令第16号）によるほか、当該帳簿に記載される記号及び符号等について必要に応じて解説を付けさせるものとする。

(3) 帳簿を保存する期間は、免税コンテナ等の輸入許可の日から2年を経過する日又は輸出許可の日から1年を経過する日のいずれか遅い日までとする。ただし、免税コンテナの管理者が関税法第7条の2第1項、同法第50条第1項、同法第61条の5第1項、同法第63条の2第1項若しくは同法第67条の3第1項の承認を受けた者又は同法第67条の13第1項若しくは同法第79条第1項の認定を受けた者である場合は、輸出許可の日から1年を経過する日までとする。

(移動の状況の意義)

6—3 令第8条第1項第2号に規定する「移動の状況」は、免税コンテナ等の移動場所、移動年月日等を当該免税コンテナ等の管理者が通常把握している範囲内において記帳させる。

(帳簿の備付け場所)

6—4 法第6条第1項に規定する帳簿は、免税コンテナ等の管理者の主たる事務所又は当該免税コンテナ等の輸入地の最寄りの支店、出張所若しくは代理店のいずれかに統一して備付けさせるものとし、輸入地を所轄する税関に統一して帳簿を備え付ける事務所名（以下「記帳事務所」という。）を報

告させる。

この場合において、関係書類の一括整理、保管をもって記帳に代える場合で、関係書類の提出先の税関と記帳事務所の所在地を所轄する税関とが異なるときは、当該関係書類の写しを記帳事務所に送付させ、当該記帳事務所において整理、保管しておくよう指導する

(記帳事項の報告)

6—5 法第6条第2項に規定する報告の徴取は、当該免税コンテナの輸入地を所轄する税関が、輸入の許可後1年を経過した免税コンテナ等について、スポット的にその再輸出年月日、輸出許可税関、輸出許可番号等再輸出の状況について、帳簿の写しを求める等の方法により行う。なお、同項に規定する「その他必要な事項」には、免税コンテナ等の製造価格等に関する事項も含まれるので留意する。

(管理者変更の場合の意義)

7—1 法第7条に規定する「管理者が変わることとなつたとき」とは、免税コンテナ等が本邦において譲渡、返還又は貸与されることにより、その実質的な管理者が変わることとなつたときをいう。したがって、例えば、船会社が、その管理、運用している免税コンテナを輸出貨物の詰込み又は輸入貨物の取出しのため商社、陸運業者等に使用させるような場合は、その管理、運用等の主体は変わらないため、管理者の変更とはならないので、留意する。

(管理者変更の場合の通知手続)

7—2 免税コンテナ等の管理者が変更になった場合における法第7条の通知については、次による。

- (1) 法第7条に規定する通知は、原則として、「免税コンテナ等の管理者変更通知書」(A-1080)による。ただし、この様式の記載事項を盛り込んだものであれば、営業上使用する適宜の帳票等を使用しても差し支えない。
- (2) 免税コンテナ等の変更前の管理者(譲渡、返還又は貸与をする管理者をいう。)は、当該免税コンテナ等の引渡しの日から5日を経過する日までに、上記(1)の通知書2通を変更後の管理者(譲渡、返還又は貸与を受ける管理者をいう。)に送達する。
- (3) 変更後の管理者は、上記(2)により送達を受けた通知書のうち1通に記名し、受領書として変更前の管理者に返付する。
- (4) 変更前の管理者は、上記(3)により返付を受けた受領書を、法第7条の通知を行ったことを証する書類として整理保管する。

(国産コンテナ等の確認の手続)

8—1 令第11条に規定する国産コンテナ等の確認の手続については、次による。

- (1) 国産コンテナ等の確認申請は、「国産コンテナ等の確認申請書」(A—1110) 2通を、本関の保税取締部門に提出することにより行わせる。
- (2) 令第11条第2項第1号に規定する「国産コンテナである旨を証明した書類」は、原則として、「国産コンテナの製造証明書」(A—1120)により作成させる。
- (3) 上記(1)の申請があった場合において、税関が必要と認めるときは、申請に係る国産コンテナの製造工場の所在地を所轄する税関に照会する等の方法により製造の事実を確認する。この場合において、当該コンテナが、コンテナ条約第5条1の規定の適用を受けた免税部分品を使用して修理したものであるときは、法第8条に規定する国産コンテナ等には該当しないので、留意する。

(確認番号の通知)

8—2 令第11条第3項に規定する確認番号の通知については、次による。

- (1) 確認番号の通知は、確認申請書2通に確認番号を付し、うち1通に税関の確認印を押なつて申請者に交付することにより行い、残りの1通は控えとして保管する。
- (2) 確認番号は、各税関ごとに6けたの一連番号とし、当該番号の最初の1けたを確認した税関の税関別符号とする。

税関別符号

東京税関	1	横浜税関	2	神戸税関	3
大阪税関	4	名古屋税関	5	門司税関	6
長崎税関	7	函館税関	8	沖縄地区税関	9

なお、税関別符号である最初の1けたを除く5けたの一連番号が、99999となった税関にあっては、税関別符号の次にAから始まるアルファベットを枝番とし、再び00001から始めて差し支えない。

(例1) 東京税関において確認をした124個目のコンテナの確認番号は、100124

(例2) 東京税関において確認した100124個目のコンテナの確認番号は、1A00125

(証紙のはり付け等)

8—3 令第11条第4項に規定する証紙のはり付け等については、次による。

- (1) 前記8—2により確認番号の通知を受けた者は、当該確認番号を記載した証紙を、コンテナの扉の右上隅その他これに準ずる見やすい箇所に、容易にはがれない方法ではり付ける。
- (2) 確認番号の通知を受けた者が証紙をはり付けたときは、「国産コンテナ等の確認証紙はり付け事績報告書」(A—1121) 1通に、はり付け年月日等を記載して、確認番号の通知税関に提出させる。
- (3) 上記(2)により証紙のはり付け事績の報告があったときは、報告内容と当

該コンテナに係る確認申請書（控え）の記載内容とを対査確認するほか、必要に応じて現品確認を行う。

（個別承認の申請手続）

13—1 法第13条第1項に規定するコンテナの承認（以下「個別承認」という。）の申請は、「コンテナの個別承認申請書」（A—1130）2通に、コンテナの構造を明らかにした図面及びコンテナの扉前面の写真を添えて、当該コンテナが置かれている場所の所在地を所轄する税関の本関又は署所の保税取締部門に提出することにより行わせる。

ただし、当該個別承認の申請が、承認の更新（コンテナ条約附属書2—1(e)又はTIR条約附属書7(e)に規定する更新をいう。以下同じ。）である場合において、更新前の承認税関と更新時の承認税関とが同一であるときは、上記図面及び写真の添付は、省略して差し支えない。

（個別承認の際の審査及び検査）

13—2 個別承認の際の審査及び検査については、次による。

- (1) 個別承認の際の審査及び検査は、主としてコンテナ条約附属書1又はTIR条約附属書6の「税関の封印を施して道路走行車両によって行う貨物の国際運送を認められるコンテナにつき適用する技術上の条件に関する規則」及び後記第3節に規定するコンテナの技術上の条件（以下「コンテナの技術上の条件」という。）に合致しているか否かについて行う。
- (2) コンテナの検査は、原則として港頭地区のコンテナヤード又は税関検査場において、空の状態で行い、申請者又はその代理人を立ち合わせる。なお、当該検査が承認の更新に伴うものであるときは、修理、改造等を行ったコンテナである場合を除き、外観検査にとどめて差し支えない。

（個別承認の手続等）

13—3 個別承認の手続については、次による。

- (1) 個別承認は、「コンテナの承認証明書」（A—1140）に、承認税関別の一連番号その他必要事項を日本語及びフランス語で記載のうえ、発給機関の公印（税関様式A第1141号）を押なつして、申請者に交付することにより行う。この場合において、当該承認証明書は、申請に係るコンテナ1個ごとに1通を交付する。
- (2) 個別承認を行ったときは、当該承認に係る申請書、審査及び検査の記録並びに承認証明書の写し等の関係書類を一括して整理、保管する。

（個別承認の効力）

13—4 個別承認は、その承認後2年を経過した場合又はコンテナの重要な特徴が変更された場合若しくはコンテナの所有者が変わった場合には、無効となるので留意する。

(型式承認申請手続)

- 14—1 法第 14 条第 1 項に規定する設計型式による承認（以下「型式承認」という。）の申請は、申請に係るコンテナの製造に着手するときに、「コンテナの型式承認申請書」（A—1150）2 通に、当該コンテナの設計図及び仕様書を添えて、当該コンテナの製造工場（製造工場が 2 以上あるときは、これらのうち主たる製造工場）の所在地を所轄する税関の本関の保税取締部門に提出することにより行わせる

(型式承認の際の審査及び検査)

- 14—2 型式承認の際の審査及び検査については、次による。
- (1) 型式承認の際の審査は、主として、コンテナの技術上の条件に合致しているか否かについて行う。
 - (2) コンテナの検査は、原則として、当該コンテナの製造工場又は税関検査場において、当該申請に係る型式により製造されたコンテナの見本等を提示させ、提出された設計図及び仕様書どおりに製造されているか否かに留意して行い、申請者又はその代理人を立ち会わせる。

(型式承認の手続等)

- 14—3 型式承認の手続等については、次による。
- (1) 型式承認は、「型式承認証明書」（A—1160）1 通に、承認税関別の一連番号その他必要事項を記載のうえ、発給機関の公印（税関様式 A 第 1141 号）を押なつて、申請者に交付することにより行う。
 - (2) 承認証明書に付する上記(1)の番号は、承認税関の税関別符号の後に各税関が暦年ごとに更新する 2 けたの一連番号を付したものとし、当該番号の後に斜線を引き、承認した西暦年号の下 2 けたを付する。
(例) 横浜税関において、2012 年に第 13 番目に与えた型式承認番号 213/12
 - (3) 型式承認を行うコンテナの製造工場が 2 以上あり、かつ、その所在地を所轄する税関が異なるときは、承認税関が当該型式承認に係る関係書類の写しを関係税関に送付する。
 - (4) 型式承認を行ったときは、当該承認に係る申請書、審査及び検査の記録並びに承認証明書の写し等の関係書類を一括して整理、保管する。

(承認板の取付け等)

- 14—4 令第 18 条に規定する承認板の取付け等については、次による。
- (1) 令第 18 条第 1 項に規定する「税関長の指定する方法」とは、承認板をコンテナに溶接又はねじ若しくはリベット（ブラインドリベットその他これに類するリベットを含む。）により堅固に固定する方法をいい、また、「税関長が指示する箇所」とは、扉その他の開閉装置又はその付近の見やすい

箇所をいう。

- (2) 「コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行規則」（昭和46年大蔵省令第57号）別表第2備考3の規定により承認板に表示する番号は、前記14—3(2)により承認証明書に付した番号とする。
- (3) 令第18条第2項に規定する帳簿への記載は、型式承認を受けた者に、「承認板取付台帳」（A—1170）を作成させ、これに記載することにより行わせる。
- (4) 令第18条第3項に規定する報告は、例えば、承認板の取付けに疑義が生じた場合等、特に必要があると認められる場合に求めるものとする。なお、帳簿の記載事項の報告に代えて、承認板取付台帳の写しを提出させることとしても差し支えない。
- (5) 型式承認を受けたコンテナの製造工場の所在地を所轄する税関は、上記(1)及び(2)の規定どおりに承認板がコンテナに取り付けられているか否かにつき、スポット的に点検する。

（製造前又は製造中における設計型式の変更）

14—5 コンテナの製造前又は製造中に、次のいずれか一に該当する設計上の変更があった場合には、設計型式が変更されたものとして、新たに型式承認申請を行わせる。

ただし、下記(6)の接続方法の変更のうち、主要接続金物としてボルト及びナットを使用し、当該ボルトをコンテナの内側から挿入して取付金具又は封印関連装置の上で固定していた場合に、当該ボルトをコンテナの外側から挿入する方法に変更する場合を除く。この場合において、当該コンテナに係る設計型式に承認を与えた税関は、当該変更に係るコンテナの製造前に新たな接続方法に基づく設計図等を提出させるものとする。

- (1) 税関封印装置の取付け位置、個数又は構造の変更
- (2) 内張りを構成する板の取付け方法の変更
- (3) 床板の材質の変更又は床板の取付け方法の変更
- (4) 換気口の取付け位置、個数、構造又はその保護方法の変更
- (5) 排水口の取付け位置、個数、構造又はその保護方法の変更
- (6) 開閉装置、封印関連装置及び主要部品の取付け位置、個数、構造又はその接続方法の変更
- (7) 主要な接続金物の変更
- (8) その他条約に規定する技術上の条件の変更

（型式承認の効力）

14—6 型式承認を受けて製造されたコンテナにつき、製造後において前記14—5(1)から(8)のいずれか一に該当する設計型式の変更が行われたときは、

令第19条に規定する「技術上の条件に係る特徴に重要な変更があったもの」とみなされるため、当該型式承認は無効となる。

この場合において、型式変更後のコンテナについて新たに承認を受けるときは、個別承認を受けることとなるが、設計型式の変更が行われる前に、新たな型式承認の申請が行われた場合には、これを認めて差し支えない。

(型式承認を受けた冷凍コンテナの冷凍ユニットの取替え)

14—7 型式承認を受けた冷凍コンテナに取り付けられている冷凍ユニットを修理、点検又は交換等のため取りはずし、代替として他の冷凍ユニットを取り付けて使用する場合の取扱いは、次による。

- (1) 原則として、事前に、新たに取り付ける冷凍ユニットに係る設計図及び仕様書を添付した適宜の申出書3通(税関用、交付用、確認用)を当該冷凍コンテナの管理者又はその委託を受けた者から、当該冷凍ユニットを交換する場所を所轄する税関の本関保税取締部門に提出させる。
- (2) 代替として取り付けられる冷凍ユニットは、原則として当初取り付けられていた冷凍ユニットと同一機種のものとする。ただし、同一機種以外の機種の冷凍ユニットを取り付けることがやむを得ないと認められるときは、当該冷凍コンテナの主要構成部分に変更を及ぼさないことを条件として、これを認めて差し支えない。

なお、同一機種の冷凍ユニットを取り付ける場合には、設計図等の添付を省略させて差し支えない。

- (3) 冷凍ユニットの取りはずしに際して、税関封印を除去する場合には、原則として、税関職員が行うものとし、取り付け終了後の税関封印は税関職員が行うものとする。
- (4) 航海中等の事故等により貨物保全のためやむを得ず冷凍ユニットを取り替えた場合は、その理由を付した文書をもって到着地を所轄する税関に遅滞なく届出させるものとする。

なお、届出があったときは、税関職員が確認のうえ上記(1)から(3)の手続きを行わせる。

(差押えを受けた場合の届出)

16—1 令10条に規定する免税コンテナが差押えを受けた場合の届出は、「免税コンテナの差押届出書」(A-1100)1通を、当該免税コンテナの輸入地を所轄する税関に提出することにより行わせる。なお、この場合における当該免税コンテナの差押え後の再輸出期間は、当初の再輸出期間に当該差押えを受けた期間を加えたものとなるので留意する。

第2節 TIR 運 送

(コンテナ輸送が道路走行車両以外の輸送手段によって行われる場合の

(TIR 条約の適用)

2—1 TIR 条約第 2 条に規定する「行程の一部を他の輸送手段によって運送される場合」とは、道路走行車両（コンテナを積載している場合を含む。）による運送の行程の一部において、当該道路走行車両がフェリーボート、貨物船等によって運送される場合をいう。

なお、TIR 条約は、コンテナがその全行程を道路走行車両に積載されて運送される場合に適用があるほか、決議第 211 号によりその行程の一部を船舶その他道路走行車両以外の輸送手段によって運送される場合にも適用がある。

(運送に使用することができるコンテナ等)

3—1 TIR 条約第 3 条(a)に規定する「事前に承認を受けたコンテナ」とは、TIR 条約第 17 条 2 又はコンテナ条約第 7 条の規定により承認を受けたコンテナ及び法第 14 条第 1 項の規定により承認を受けたコンテナで、当該コンテナに所定の承認証明書又は承認板を取り付けているものをいう。

(供託の意義)

4—1 TIR 条約第 4 条(a)に規定する「供託」とは、関税法第 63 条第 2 項、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和 30 年法律第 37 号）第 11 条第 4 項において準用する同法第 10 条第 2 項及び地方税法第 72 条の 100 第 1 項の規定により担保を提供することをいう。

(積荷について税関検査を行う場合)

4—2 TIR 条約第 4 条ただし書及び第 13 条の規定により、経由地税関において検査を行うことができる「違法の疑いがある場合」とは、例えば、運送に使用されるコンテナに施されている仕出地税関等の封印に異状が発見された場合、コンテナの承認証明書又は承認板が偽造されている場合、コンテナの技術上の条件に合致しない修理、改造等がコンテナに施されている場合等をいう。

(担保の提供及び処分)

5—1 TIR 条約第 5 条 1 に規定する「その定める保証」とは、法第 11 条第 1 項の規定により財務大臣が金額及び期間を指定して提供させることができる担保をいう。

なお、法第 11 条第 3 項の規定により税関長が処分を行う場合は、あらかじめその明細を本省に進達するものとする。

(締約国で生ずる責任)

5—2 TIR 条約第 5 条 2 に規定する「締約国内で生ずる責任」とは、国際道路運送手帳（以下「TIR カルネ」という。）の担保の下で運送される貨物に係る関税、その他すべての課徴金の締約国への納付義務をいう。

(運送の期間の経過による関税等の徴収)

6—1 封印された道路走行車両によって運送する貨物及び道路走行車両によって運送する封印されたコンテナ内の貨物が関税法第63条第4項の規定により指定された運送の期間内に運送先に到着しない場合における保証団体及び当該運送の承認を受けた者からの関税等の徴収については、次による。

(1) TIR条約第6条第7項に規定する保証団体への通知は、保税運送の承認を行った税関長が、「保税運送貨物の指定期間内不到着通知書」(A—2010)を保証団体に送達することにより行う。

(2) 保証団体及び保税運送の承認を受けた者に対する賦課決定通知及び納税告知については、次による。

イ 「賦課決定通知書」(C—1040)及び「納税告知書」(C—1070)の送達は、上記(1)の通知書の送達と併せて行う。

ロ 賦課決定通知書及び納税告知書は、これらの「納税者」欄に保証団体及び保税運送の承認を受けた者の氏名等を列記し、各連帯納税義務者に対し送達する。

ハ 保証団体に対する賦課決定通知書及び納税告知書に記載する納期限は、TIR条約第6条第9項《納付の期限》の規定に基づき、納税告知書を発する日の翌日から起算して3月を経過する日とする。

(延滞税の取扱い)

6—2 保証団体及び保税運送の承認を受けた者から徴収すべき関税等に係る延滞税額の計算の始期は、いずれも保税運送の期間が経過した日の翌日であるが、その延滞税の割合が年14.6%になる時期は、各納税告知書に記載された納期限の翌日から2月を経過した日となり、保証団体と保税運送の承認を受けた者とでは異なるので留意する。この場合において、いずれか一方から関税等及び延滞税の全額を徴収したときは、他の一方に対する延滞税は徴収しない取扱いとして差し支えない。

(TIRカルネの作成区分)

7—1 TIRカルネの作成については、我が国から同一の船舶によって、同一の仕向人に仕向けられたコンテナの場合であっても、当該コンテナが外国において陸揚げ後単一の車両に積載されるかどうか不明であるので、各コンテナごとに作成する。

(TIRカルネの使用区分)

7—2 6枚綴り及び14枚綴りのTIRカルネの使用区分は、仕出地税関の数、経由国の数及び仕向地税関の数の合計に2を乗じた数(ただし、仕向地税関が2か国となる場合には、これに2を加えた数)が6以下の場合には6枚綴りのものとし、その数が6を超え14までの場合には14枚綴りのものとする。

なお、上記により使用する場合、不要となる証書は、名義人に切り取らせる。

(注) TIR 条約第 7 条に規定する附属書 1 の標準様式に合致する TIR カルネには IRU、AIT 又は FIA (前記 5—2 参照) が発給する 3 種類 (IRU カルネ、AIT カルネ又は FIA カルネと呼称されている。) のものがあり、それぞれ証書が 6 枚含まれるもの (6 枚綴カルネ) 及び 14 枚含まれるもの (14 枚綴カルネ) がある。

(TIR カルネの記載要領等)

7—3 TIR カルネの記載及びその事務処理は、次による。

- (1) TIR カルネは、TIR 条約附属書 1 の裏表紙の裏面に記載されている「TIR カルネの使用規則」(以下「TIR カルネの使用規則」という。) 3 の規定にかかわらず、貨物目録の記入を含め、原則として、英文により記入させる。ただし、TIR カルネの証書のうち国内運送の際に使用することとなる証書 1 及び証書 2 の「税関がその管理の下に貨物を受け入れたことの証明」欄及び証書 2 の「税関による責任解除の証明」欄の記載は、日本文により行って差し支えない。
- (2) TIR カルネに押印する「税関のスタンプ」の印影は、税関様式 A 第 2020 号による。
- (3) TIR カルネに行う「税関職員の署名」は当該 TIR カルネの事務処理を行う税関官署の保税取締部門又はこれに代わる者 (以下「保税取締部門」という。) が行う。
- (4) TIR カルネの証書 1 及び証書 2 に記載することとなる「登録番号」は、前記第 1 節 8—2 に準じ、各税関ごとの 6 けたの一連番号とし、当該番号の最初の 1 けたを登録した税関の税関別符号とする。
- (5) TIR カルネに記載することとなる貨物の価格は、実際の取引に使用されている基準通貨 (FOB、CIF 等の建値を明記する。) によることとする。なお、上記の通貨の種類が異なる貨物が同一コンテナに混載されている場合において、その合計の価格を記載するときは、当該通貨をすべて円貨に換算して記載させる。この場合において、円貨への換算は、当該貨物の輸出申告価格を計算する際に使用した外国為替相場による。

(仕出地税関と経由地搬出税関とが同一となる場合等の TIR カルネの処理)

7—4 仕出地税関と経由地搬出税関とが同一となる場合又は仕向地税関と仕向地搬入税関とが同一となる場合の TIR カルネの記載は、次による。

- (1) 仕出地税関と経由地搬出税関とが同一となる場合には、証書 1 及び証書 2 の第 34 欄、第 35 欄、控え 1 の 8 欄並びに証書 2 の「税関による責任解除の証明」欄 (第 43 欄から第 49 欄までの各欄) の記載は、省略する。また、控え 2 には「控え 1 参照」と記載する。
- (2) 仕向地税関と経由地搬入税関とが同一となる場合には、証書 1 及び証書

2の「税関がその管理の下に貨物を受け入れたことの証明」欄（第32欄から第40欄までの各欄）の記載は、省略する。また、控え1には「控え2参照」と記載する。

（仕出地税関及び仕向地税関の数）

8—1 TIRカルネによる担保の下で行う運送に係る仕出地税関又は仕向地税関は、原則としてそれぞれ1であるが、次の要件を満たす場合には、2以上であっても差し支えないので、留意する。

- (1) 仕出地税関がいずれも同一国内に所在すること。
- (2) 仕向地税関の所在する国が2以下であること。
- (3) 仕出地税関と仕向地税関との合計が4以下であること。

なお、この場合の各税関数の確認は、TIRカルネの証書1及び証書2の第26欄「仕出地税関」及び第28欄「仕向地税関」により行う。

（TIRカルネを税関に提出する際の添付書類）

9—1 TIRカルネの仕出地税関への提示に際しては、当該TIRカルネの担保の下で行われる運送貨物に係る輸出許可書並びに税関が必要と認めた場合には仕入書、及び公認検定機関の発給する積込証明書その他コンテナに輸出許可済の貨物を積み込んだことを証明するに足りる書類を提出させるものとする。

（仕出地税関における事務処理）

9—2 TIR条約第9条の規定により仕出地税関に提示されたTIRカルネに係る事務処理については、「TIRカルネの使用規則」によるほか、次による。

- (1) 提示されたTIRカルネの審査に際しては、当該TIRカルネが、TIR条約附属書1による標準様式のものであるか、また、我が国の保証団体によって正当に発給されたものであり、現に有効なものであるかどうか等につき審査を行う。
- (2) 積荷に係るTIRカルネの貨物目録の記載事項の確認は、原則として、前記9—1により提出された添付書類により行い、令第13条に規定する貨物の検査は、原則としてTIRカルネの貨物目録の記載内容と添付書類の記載内容との不一致等の場合にのみ行う。
- (3) TIRカルネの記載事項等に誤りがないと認められる場合は、全証書の第19欄に保税取締部門が署名し、かつ、税関様式A第2020号の税関スタンプを押印する。

なお、仕出地税関が複数となる場合には、最終の仕出地税関以外の仕出地税関において、自国用の証書1及び証書2にのみ署名、押印を行い、他国用の証書には、最終仕出地税関が署名、押印する。

- (4) 税関の管理の下に貨物を受け入れたことの証明は、証書1及び証書2並びに控え1に必要事項を記載し、かつ、保税取締部門が、署名、押印する

ことにより行う。

- (5) 上記(4)の証明を行った場合には、証書 1 を切り取ったうえ保管し、TIR カルネは運送人に返付する。

(コンテナの検査)

- 9—3 令第 13 条に規定するコンテナの検査は、当該コンテナが前記 3—1 (運送に使用することができるコンテナ等) に規定する承認コンテナであるかどうか、また、当該コンテナが承認後修理、改造等が行われたものである場合には、当該修理後の状態がコンテナの技術上の条件を満たすものであるかどうか重点をおいて行う。

(コンテナの施封)

- 9—4 令第 13 条に規定するコンテナの封印は後記 33—1 に定める税関封印を使用し、当該コンテナの扉その他のすべての開閉装置に施すものとする。

(TIR 運送貨物の国内保税運送手続)

- 10—1 TIR 運送に係る貨物の運送手続については、関税法基本通達 (昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号) 第 5 章に定めるところによるほか、原則として、次による。

- (1) 関税法第 63 条第 1 項の運送申告は、「外国貨物運送申告書 (目録兼用)」(C—4000) によることなく、TIR カルネの証書 1 及び証書 2 (運送目録兼用) を提出させることにより行う。

この場合、TIR カルネの証書 1 を原本とし、証書 2 を承認書用及び到着証明書用とする。

- (2) 上記(1)の運送申告に際しては申告者の住所、氏名のほか、当該運送が輸出貨物の運送である場合には、その運送先となる積載船舶名を、また、輸入貨物の運送である場合には、積載船舶名、運送手段及びその運送先の保税地域名を、それぞれ証書 1 及び証書 2 の余白に記載させる。
- (3) 関税法第 63 条第 2 項に規定する担保の提供は、TIR カルネが関税法第 9 条の 11 に規定する保証となるので、その提供を省略させる。
- (4) 関税法第 63 条第 1 項の運送承認は、保税取締部門において、証書 1 の第 40 欄に署名、押印し、これを交付することにより行ったものとみなす。

(輸出貨物の TIR 運送の取扱いの特例)

- 10—2 輸出貨物につき、その輸出の許可税関と船積地税関とが異なる場合で、輸出の許可税関が TIR 運送の仕出地税関となる場合の取扱いについては、次によることとしても差し支えない。

- (1) 関税法第 63 条第 1 項の運送申告手続は、関税法基本通達 63—16 (輸出又は積戻し貨物の運送) に定めるところによる。この場合には、当該輸出許可書の余白に「TIR 運送扱」と朱書し、かつ、封印についての詳細を記入す

る。

- (2) TIR カルネの事務処理は、国内運送中に事故があった場合を除き、経由地搬出税関の行う事務を仕出地税関において、便宜一括して行う。この場合において、TIR カルネの処理については、前記 7—4 によるほか、証書 1 は、仕出地税関が保管し、証書 2 及び TIR カルネは運送人に返付する。
- (3) 運送人に返付した TIR カルネは、当該輸出貨物が船積みされるまでの間、運送人において保管させ、その船積み後に貨物の陸揚予定地に送付させる。
なお、船積みまでの間に当該輸出貨物の保税運送に事故があった場合には、返付済の TIR カルネを提出させ、経由地搬出税関において、仕出地税関が前記 7—4 に基づいて記載した TIR カルネの控えにつき、所要の訂正を行う。
- (4) 上記(3)の事故の報告を受けた税関官署及び当該貨物の搬出地税関は、後記 32—1（事故の場合の手続）に基づき、TIR カルネ及び「TIR カルネによる担保の下で道路走行車両によって行う貨物の国際運送———証明書」（A—2030）（以下「証明書」という。）に所要の記載を行う。

（運送経路の指定）

10—3 TIR 条約第 10 条に規定する運送経路の指定は、特に行わない。

（保証団体による TIR カルネの確認）

11—1 法第 9 条に規定する TIR カルネに係る保証団体の確認は、当該 TIR カルネが外国の保証団体により発給されたものである場合にのみ行わせるものとし、令第 12 条第 2 項に規定する TIR カルネへの記載は、当該 TIR カルネの証書の余白に「コンテナ—特例法第 9 条の規定に基づき確認を行った。」旨を記載した上、保証団体のスタンプを押印することにより行わせる。

（TIR カルネ等の税関への提示の時期）

11—2 TIR 条約第 11 条に規定する TIR カルネの経由地税関及び仕向地税関への提示は、当該 TIR カルネに係るコンテナ—及びその積荷を当該 TIR カルネを提示する税関の管轄する保税地域（コンテナ—ヤードを含む。）に搬入した後行わせる。

（経由地税関における事務）

11—3 TIR 条約第 11 条の規定に基づき、コンテナ—及びその積荷並びに TIR カルネが経由地税関に提示された場合の取扱いについては、次による。

(1) 経由地搬出税関における取扱い

イ 提示された TIR カルネは、次の事項に重点を置いて審査する。

(イ) 仕出地税関による証書 1 及び証書 2 の第 19 欄の署名、押印並びに控え 1 の記載及び署名、押印の有無

(ロ) 自国用の証書 2 に記載されている前記 10—1 (2) の記載事項の変更の有無

ロ 提示されたコンテナ及びその積荷の検査は、原則として、倉主等からコンテナ又は封印について異状が報告された場合に、前記 9—2 及び 9—3 に準じて行う。

ハ TIR カルネに係る責任解除は、証書 2 の第 43 欄から第 48 欄まで及び控え 2 に必要事項を記載した上、証書 2 の第 49 欄及び控え 2 の第 10 欄に保税取締部門において署名、押印することにより行い、証書 2 を切り取り、TIR カルネとともに運送人に返付する。

(2) 経由地搬入税関における取扱い

イ 提示された TIR カルネは、関税法第 63 条第 1 項の運送申告書として取り扱い、次の事項に重点をおいて審査する。

(イ) 令第 12 条第 2 項の規定による保証団体の確認の有無

(ロ) 当該 TIR カルネの有効期限は、仕向地税関までの運送に要する日時を考慮して十分余裕があるかどうか。

(ハ) 仕出地税関による証書 1 及び証書 2 の第 19 欄の署名、押印並びに控え 1 及び控え 2 の第 10 欄の署名、押印の有無

ロ 提示されたコンテナの検査は、前記 9—3 に準じて行い、その内蔵貨物の検査は、原則として省略する。

ハ TIR カルネに係る税関の管理の下に貨物を受け入れたことの証明は、前記 9—2 (4) に準じて行う。

ニ 上記ハによる証明を行った場合には、証書 1 を切り取ったうえ保管し、TIR カルネは運送人に返付する。

(仕向地税関における事務)

11—4 TIR 条約第 11 条の規定に基づき、コンテナ及びその積荷並びに TIR カルネが仕向地税関に提示された場合の事務処理は、前記 11—3 (1) に準じて行うほか、後記 15—1 (3) による。

(船積み)

11—5 TIR 運送に係る輸出貨物の船積みについては、次による。

(1) 当該輸出貨物に係る国内の保税運送手続が前記 10—1 により行われる場合には、船積みは、証書 2 (到着証明書用、目録兼用) を提示することにより行わせるものとし、当該船積みの確認は、当該証書 2 の余白に行う。

なお、船積みを終了した場合には、当該証書 2 を仕出地税関に提示させ、仕出地税関において保管中の証書 1 と照合し、整理の上、返付する。

また、当該運送貨物が関税の減免れい税に係るものである場合には、当該貨物の通関を行った税関の輸出担当部門に証書 2 を提出させ、輸出申告書原本について船積みの確認を行う。

(2) 当該輸出貨物に係る国内の保税運送手続が前記 10—2 により行われる場合には、船積みは、当該貨物の輸出許可書を提示して行わせるものとし、船積み終了後、船積確認印を押印した当該輸出許可書を仕出地税関に提出

させ、保管中の証書を整理した上、返付する。

(追加施封)

12—1 TIR 条約第 12 条に規定する経由地税関における追加施封は、仕出地税関が施した封印に損傷があり、補強する必要があると認めた場合を除くほか、原則として省略する。

(税関職員の同行等)

13—1 TIR 条約第 13 条に規定するコンテナ運送車両の運行に対する税関職員の同行及びコンテナの運送途中における当該コンテナ及びその積荷の検査は、特に必要があると認められる場合に限り、関税法第 105 条に規定する職務の執行として行う。

(税関検査を行った場合の TIR カルネの処理)

14—1 経由地税関又は運送の途中においてコンテナ若しくは積荷の検査を行った場合には、運送人から TIR カルネを提示させ、その検査実績を証書 2 の第 39 欄に記載するとともに、第 37 欄に記載されている封印に関する事項を訂正し、TIR カルネを運送人に返付する。

(他法令の規定により積荷の検査を行う場合の取扱い)

14—2 陸揚港等において、内陸地に向け TIR 運送される貨物につき、動植物検査等のため、その主管官庁の職員が当該貨物の検査を行う場合には、あらかじめ、運送人にその旨を税関に届出させ、当該検査終了後コンテナに施封を行い、証書 2 の余白にその施した封印の詳細を記載する。

(TIR カルネの責任解除)

15—1 TIR 条約第 15 条に規定する用語の意義及び同条の適用については、次による。

- (1) 「次の税関手続」とは、輸入申告、運送申告、蔵（移）入承認申請、滅却承認申請、積戻し申告等をいう。
- (2) 「保証団体の責任に代わって新たな責任が引き受けられる」とは、保証団体の TIR カルネによる保証に代わって貨物の輸入者、運送者等が関税法第 9 条の 11 に規定する担保の提供を行って当該貨物に係る関税等の納付等につき新たに責任を引き受けることをいう。
- (3) 仕向地税関における TIR カルネに係る責任解除については、前記 11—3 (1)によるほか、次による。

イ TIR カルネが税関に提示された場合において、倉主から当該 TIR カルネに係る貨物の搬入に際して異状の報告がない場合には、運送人に当該コンテナに施されている仕出地税関の封印を切断して提出させ、TIR カルネに記載されている封印の識別記号等の詳細を確認して責任解除を行う。

ロ 倉主からコンテナ又は施封について異状が報告された場合には、当該異状を確認のうえ必要があると認めた場合には、積荷について検査を行い、必要な措置を講ずる。

(不可抗力等の用語の意義及びその証明)

16—1 TIR 条約第 16 条に規定する用語の意義及びその証明については、次による。

- (1) 「不可抗力」とは、震災、風水害、地すべり等の天災又は火災その他の災害等の場合で、人の責に帰することができないことをいい、盗難等による亡失は含まない。
- (2) 「損壊」とは、貨物本来の性質、形状、構造機能及び商品価値を著しく失う状態をいい、滅失を含む。
- (3) 貨物が不可抗力によって損壊したことの税関への証明は、警察署長、消防署長その他の公的機関の発行した当該損壊に係る災害に関する証明書を提出させることにより行わせる。

(型式承認コンテナの条約等の適用)

17—1 他の締約国において、決議第 25 号又は第 26 号により承認されたコンテナについても、同決議により、コンテナ条約及び TIR 条約の規定に基づき承認されたコンテナとして、これらの条約及び法が適用されるので、留意する。

(巨大重量貨物に関する用語の意義等)

19—1 TIR 条約第 4 章の規定に関する用語の意義及びその取扱いについては、前記コンテナの取扱いに準じて行うほか、次による。

- (1) TIR 条約第 19 条 2 (a) に規定する「容易に同一性を確認することができる」とは、TIR カルネの貨物目録に記載されている内容により、当該巨大重量貨物及び附属品の性質及び形状等が明瞭に確認できることをいう。
- (2) TIR 条約第 19 条 2 (b) に規定する「貨物を隠すことができる隠れた場所がないこと」とは、密輸を目的として、貨物を隠すことができる空間、へこみ等の場所がないことをいう。
- (3) TIR 条約第 21 条 2 に規定する「巨大重量貨物」の表示は、TIR カルネの表紙及びすべての証書の上部の余白に、“Heavy or bulky goods” と記載又は押印することにより行わせる。
- (4) 巨大重量貨物の運送に係る保証団体の責任は、TIR カルネに記載されている貨物のみではなく、道路走行車両の積荷台上にあるすべての貨物に対して責任が及ぶこととなるので、留意する。
- (5) 仕出地税関において、巨大重量貨物に係る包装明細書、写真、青写真等を提出させる場合には、その旨をすべての貨物目録の 14 欄に記入させるとともに、TIR カルネの表紙の裏面に、上記の書類を貼付させ、税関のスタン

プにより割印を行う。

- (6) 巨大重量貨物の運送に係る仕出地税関及び仕向地税関は、それぞれ 1 税関に限られるので留意する。
- (7) 経由地税関において、TIR カルネの貨物目録又は包装明細書により、貨物の内容が容易に理解できない場合には、運送人に当該巨大重量貨物の内容等について TIR カルネの備考欄に具体的に説明を記入させ、かつ、署名させることにする。

(TIR カルネの免税及び輸入手続)

30—1 TIR 条約第 30 条の規定により保証団体が関税等の免除を受けて TIR カルネを輸入する場合の関税等の免除及び輸入手続については、次による。

- (1) 関税等の免除は TIR 条約第 30 条の規定を直接適用して行う。

なお、関税等の免除が認められる TIR カルネは、保証団体が国際団体等から送付を受けて輸入するものに限られるので、留意する。

- (2) 輸入申告は、「輸入（納税）申告書」（C—5020）3 通を提出させ、その手続は、関税法基本通達第 6 章第 3 節に準ずる。

(TIR 標板の取付等の省略)

31—1 TIR カルネによる担保の下で行う貨物の国際運送に用いられる道路走行車両への TIR 標板の取付け並びに封印は、当該コンテナが外国において他の道路走行車両に積載されて運送されることとなることから TIR 条約第 31 条の規定にかかわらず、省略する。

(事故の場合の手続)

32—1 運送中において、事故により税関の封印が破られ、又は貨物が損壊し、若しくは損傷した場合の取扱いについては、TIR カルネの使用規則の 11 から 14 までによるほか、次による。

- (1) 事故が発生した場合には、運送人に直ちに事故の発生した場所を所轄する税関官署の保税取締部門に事故に関する事実の報告を求めるとともに証明書（A—2030）1 通の提出を求めるとし、保税取締部門においては、当該事故について、次により確認を行う。

イ 事故現場が税関官署から遠隔地にあり、当該事故が比較的軽微で事後の運送に支障がないと認められる場合には、当該コンテナを報告受理官署又はその周辺の保税地域に回送させ、その事故についての確認を行う。

ロ 事故の現場が税関官署から遠隔地にあり、かつ、その事故の性質等から積荷を他のコンテナに詰め替える必要がある場合には、公認検定機関の立会いの下で当該積荷の詰め替えを行わせた後封印を施させ、公認検定機関の作成した事故の内容、積荷の検査及び封印の詳細に関する証明書の提出を税関に行わせる。

なお、代替するコンテナとしては、承認コンテナを使用するよう指

導するとともに事後、当該コンテナを報告受理官署又はその周辺の保税地域に回送させ、税関において詰替え後のコンテナ及び施された封印の事実の確認を行う。

- (2) 事故の報告書の作成は、当該事故の報告を受け、その処理を行った税関官署の保税取締部門が、上記(1)により提出された証明書に、当該税関官署において行った確認事実、運送人の供述及び公認検定機関の証明書の記載事項等に基づき、英文で作成する。

この場合において、様式中「車両……」とあるのは、「コンテナ」と読み替えるものとする。

- (3) 経由地搬出税関に貨物及び上記(2)により作成された証明書が付された TIR カルネが到着した場合には、証明書の第 28 欄に税関のスタンプを押印する。

また、当該証明書を作成した税関官署が上記に掲げる TIR 指定税関以外である場合には、経由地搬出税関において、既にコンテナに施されている封印（公認検定機関の施した封印を含む。）に異常がないことを確認したうえ所定の税関封印を施し、証明書の第 22 欄の封印に関する記載事項を訂正する。

(TIR 運送に使用する税関封印)

- 33—1 令第 13 条に規定する封印は、次に掲げる税関別の識別記号を付した「セルフ・ロッキング・ストラップ・シール」によるものとする。

注 1 上記税関封印の形式中「3」は、税関別符号を、「03851」は税関別の一連番号を示す。

注 2 上記注 1 の税関別符号は、前記第 1 節 8—2 に準ずる。

(封印の管理)

- 33—2 前記 33—1 の封印は、税関の本関の保税取締部門において管理し、その使用状況について記帳する。

(TIR 税関の指定)

- 34—1 TIR 条約第 34 条の規定により、TIR カルネによる担保の下で行われる運送のために指定する税関（以下「TIR 指定税関」という。）は、次に掲げる税関官署とする。

番号	管轄税関	T I R 指定税関	番号	管轄税関	T I R 指定税関
1	東京税関	※東京税関（同一市内にある次の出張所を含む。）	5	名古屋税関	※名古屋税関（同一市内にある次の出張所を含む。）

2	横浜税関	大井出張所 立川出張所 新潟税関支署 ※横浜税関(同一市内にある次の出張所を含む。) 本牧埠頭出張所 大黒埠頭出張所 ※川崎税関支署 ※千葉税関支署 日立出張所 姉崎出張所	6	門司税関	南部出張所 西部出張所 ※清水税関支署 衣浦出張所 ※四日市税関支署 興津出張所 焼津出張所 浜松出張所 ※門司税関(同一市内にある次の出張所を含む。) 田野浦出張所 徳山税関支署 博多税関支署
3	神戸税関	※神戸税関(同一市内にある次の出張所を含む。) ポートアイランド出張所 六甲アイランド出張所 ※広島税関支署 小松島税関支署	7	長崎税関	※長崎税関 久留米出張所
4	大阪税関	※大阪税関(同一市内にある次の出張所を含む。) 南港出張所 ※堺税関支署 京都税関支署 岸和田出張所 和歌山税関支署	8	函館税関	※函館税関 ※小樽税関支署 札幌税関支署 釧路税関支署
			9	沖縄地区税関	※沖縄地区税関

備考 ※印の税関官署は、仕出地税関及び仕向地税関のほか経由地税関となりうる税関官署である。

(執務時間外の取扱い)

35—1 TIR 条約第 35 条ただし書《執務時間外手数料等の徴収》に規定する税関の執務時間外における TIR 運送に係る業務の臨時開庁等については、通常の手続により行わせる。